

大津市ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大津市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 大津市のことをいう。
- (2) 市ホームページ 大津市がインターネット上に公開し管理しているホームページのことをいう。
- (3) 広告主 市ホームページに広告を掲載する者をいう。
- (4) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告主の指定するWebページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告掲載をすることができる者、広告の内容及びリンク先Webページの内容の範囲は、大津市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び大津市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるところによる。

(広告の掲載場所等)

第5条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページ（画面はスクロールする。）とし、当該トップページ内での掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市ホームページのトップページ以外への広告掲載を市が認めた場合は、新たな掲載位置に当該広告を掲載することができるものとする。
- 3 広告の掲載応募数が市の指定した掲載枠数を超える場合は、要綱第7条第7項各号に定めるところにより広告主を決定する。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦100ピクセル
 - (2) 横320ピクセル
 - (3) 1MB以内
 - (4) JPEG、PNG又はGIF形式（GIFアニメーション及び透可GIF不可）
- 2 広告の作成に当たっては、別に定める大津市ホームページ広告表現ガイドラインを遵守するものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告主は、広告掲載の申込みを行う場合は、大津市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、広告の掲載を希望する者は、誓約書（様式第2号）を市に提出しなければならない。
- 3 第1項の申込書が提出された場合において、市は、前2項に規定する申込書及び誓約書の審査に当たり必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 会社の概要がわかるもの（会社案内等）
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し等）
- (3) 直近の天津市税納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（広告掲載の決定）

第8条 市は、前条の申込書の提出を受けたときは、第4条の規定により掲載の適否を決定し、天津市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、広告主に通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

第9条 広告主は、掲載の決定を受けた広告原稿を、掲載初日の2週間前までに市に提出しなければならない。

- 2 広告主は、提出した広告デザインに関し、基準等に照らして、市からの求めがあった場合は事前に市と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、市が必要と認めるときは、広告主は、広告デザインを変更しなければならない。
- 4 広告原稿の作成及び変更に必要な費用は、広告主の負担とする。

（広告の掲載期間等）

第10条 広告を掲載する期間は、60か月間以内、1か月単位とする。

- 2 広告は、掲載開始日（掲載開始月の初日）の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日（掲載終了月の翌月の初日）の午前9時をもって終了する。
- 3 広告掲載期間中、災害その他やむを得ない事情により一時的に市ホームページを閉鎖した場合であっても、広告掲載期間の延長は行わない。
- 4 広告主は、広告掲載期間内に広告掲載を中断しようとする場合は、広告掲載を中断する期日（月の初日に限る。）の2か月前までに天津市ホームページ広告掲載中断申出書（様式第4号。以下「中断申出書」という。）を提出しなければならない。
- 5 前項に規定する広告掲載を中断することのできる期間は、1か月単位とする。

（広告掲載料）

第11条 市は、市ホームページへの広告掲載において、決定通知書を広告主に通知すると同時に、広告主に対し決定通知書記載の広告掲載料を請求する。

- 2 広告主は、市に対し、前項の支払請求を受けたときは、各年度の広告掲載料を各年度の広告掲載の開始月の前月末日までに市に広告掲載料を支払わなければならない。ただし、4月から広告掲載を開始する場合及び翌年度4月から継続して広告掲載をする場合は、同月末日までに支払わなければならない。
- 3 市は、広告掲載料を翌年度から変更する場合は、翌年度の広告掲載開始月の初日の2か月前までに天津市ホームページ広告掲載料変更通知書（様式第5号。以下「変更通知書」という。）により広告主に通知する。なお、広告掲載料の変更は、年度単位で検討するものとする。
- 4 広告主は、前項に規定する広告掲載料の変更について、天津市広告掲載料変更承諾書（様式第6号）または天津市ホームページ広告掲載取り止め届出書（様式第7号）を市が指定する日まで提出するものとする。

（広告掲載料の返還）

第12条 既に納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により連続して3日間（72時間）以上広告掲載を行うことができない状況が生じた場合は掲載

不能となったときから1時間単位（この時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする。）で計算した広告掲載料（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を広告主に返還するものとする。なお、第10条第4項に規定する広告掲載料は広告主に返還しないものとする。

- 2 前項の規定により市が広告主に広告掲載料を返還する場合は、当該年度に支払のあった広告掲載料から精算し、当該年度の広告掲載終了後に返還するものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主の責務は、要綱第10条に定めるところによる。

（広告掲載の取消し）

第14条 市は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）要綱第10条に規定する責務を広告主が行わないとき

（2）その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

（広告掲載事業の終了に係る通知）

第15条 市は、市ホームページへの広告掲載事業を終了する場合は、翌年度の広告掲載開始月の初日の2か月前までに大津市広告掲載事業終了通知書（様式第8号。以下「終了通知書」という。）により、広告主に通知する。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載に関して必要な事項は要綱の例による。

- 2 この要領及び要綱に定めのない事項については、市及び広告主の協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大津市ホームページ広告掲載取扱要領の規定は、令和4年3月24日以降に募集を行った広告掲載について適用し、同日前に行った広告掲載については、なお従前の例による。

年 月 日

大津市ホームページ広告掲載申込書

大津市長

広告主

住所又は所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____

担当者職氏名 _____

連絡先（TEL） _____ - _____

（FAX） _____ - _____

（Eメール） _____

大津市ホームページへの広告掲載について、大津市ホームページ広告掲載取扱要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望期間、件数及び広告掲載料（税込み）

No.	掲載開始年月	掲載終了年月	件数	広告掲載料
1	年 月	年 月	件	円
2	年 月	年 月	件	円
3	年 月	年 月	件	円
4	年 月	年 月	件	円
5	年 月	年 月	件	円
6	年 月	年 月	件	円

※年度毎（4月から翌年3月まで）に記入してください。

2 広告掲載を希望する広告主の概要

別紙のとおり

別紙

広告掲載を希望する広告主の概要

1 広告主の業種	
2 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none">•••••
3 広告の内容	
4 リンク先URL	
5 バナーの提出方法	いずれかに○をしてください <ul style="list-style-type: none">• 磁気記録媒体• Eメール (注) 掲載開始日の2週間前までに提出 してください。
6 その他特記事項	

誓 約 書

年 月 日

大 津 市 長

広告主

住所又は所在地

会社名

代表者名

大津市ホームページ広告掲載取扱要領第7条に基づく広告掲載の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 広告媒体

 バナー広告

2 誓約事項

- (1) 広告の内容に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 大津市広告掲載要綱及び同基準並びに大津市ホームページ広告掲載取扱要領を遵守します。
- (3) 広告の内容等については、市の指示に従います。
- (4) 大津市税の滞納はありません。
- (5) 大津市広告掲載要綱第11条第1項各号及び大津市ホームページ広告掲載取扱要領第14条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載を取り消されても異議はありません。
- (6) 大津市ホームページ広告掲載事業を終了することとなった場合は、当該事業終了時以降の広告掲載の取止めに同意します。
- (7) 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

（広告主） 様

大津市長 印

大津市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった大津市ホームページへの広告掲載については、大津市ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載期間、件数及び広告掲載料（税込み）

No.	掲載の可否	掲載開始年月	掲載終了年月	件数	広告掲載料
1		年 月	年 月	件	円
2		年 月	年 月	件	円
3		年 月	年 月	件	円
4		年 月	年 月	件	円
5		年 月	年 月	件	円
6		年 月	年 月	件	円

2 その他の条件等

- ・ 広告掲載料は、各年度の掲載開始月の前月末まで（4月から掲載開始の場合及び翌年度4月から継続して広告掲載をする場合は、各年度の4月末まで）にお支払ください。
- ・ 広告掲載料は年度ごとに変更する場合があります。
- ・ 広告掲載を中断したい場合は、掲載を中断したい月の初日の2か月前までに、広告掲載中断申出書を提出してください。ただし、当該年度における広告掲載料は返還しません。

大津市ホームページ広告掲載中断申出書

年 月 日

大津市長

広告主

住所又は所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____

年 月 日付け大 第 号で決定のあった大津市ホームページへの広告掲載を決定した広告掲載について、広告掲載を中断したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 掲載を中断する期間、件数

No.	掲載を中断する期間	件数
1	年 月 ~ 年 月	件
2	年 月 ~ 年 月	件
3	年 月 ~ 年 月	件
4	年 月 ~ 年 月	件
5	年 月 ~ 年 月	件
6	年 月 ~ 年 月	件

※年度毎（4月から翌年3月まで）に記入してください。

（広告主） 様

大津市長 印

大津市ホームページ広告掲載料変更通知書

年 月 日付け、大 第 号で大津市ホームページへの広告掲載を決定した
広告掲載について、広告掲載料が変更となりますので、大津市ホームページ広告掲載取扱要領第
11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載料

変更前（ 年 月まで）
円／月（税込み）

変更後（ 年 月から）
円／月（税込み）

2 提出書類等

広告掲載料の変更を承諾する場合は、様式第6号「大津市ホームページ広告掲載変更承諾書」を、
広告掲載料の変更を承諾しない場合は、様式第7号「大津市ホームページ広告掲載
取り止め届出書」を、 年 月 日までに提出してください。

大津市ホームページ広告掲載料変更承諾書

年 月 日

大津市長

広告主

住所又は所在地

会社名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で通知のあった広告掲載料の変更について、下記のとおり承諾します。

記

1 広告掲載料の変更後の掲載期間、件数、広告掲載料

No.	掲載期間期間	件数	広告掲載料
1	年 月 ~ 年 月	件	円
2	年 月 ~ 年 月	件	円
3	年 月 ~ 年 月	件	円
4	年 月 ~ 年 月	件	円
5	年 月 ~ 年 月	件	円
6	年 月 ~ 年 月	件	円

※年度毎（4月から翌年3月まで）に記入してください。

大津市ホームページ広告掲載取り止め届出書

年 月 日

大津市長

広告主

住所又は所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____

年 月 日付け大 第 号で決定のあった大津市ホームページへの広告掲載を決定した広告掲載について、広告掲載を取り止めますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 掲載を取り止める期間、件数

No.	掲載を取り止める期間	件数
1	年 月 ～ 年 月	件
2	年 月 ～ 年 月	件
3	年 月 ～ 年 月	件
4	年 月 ～ 年 月	件
5	年 月 ～ 年 月	件
6	年 月 ～ 年 月	件

※年度毎（4月から翌年3月まで）に記入してください。

様式第8号（第15条関係）

大 第 号
年 月 日

（広告主） 様

大津市長 印

大津市ホームページ広告掲載事業終了通知書

大津市ホームページ広告掲載事業を終了することとなりましたので、大津市ホームページ広告掲載取扱要領第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載事業終了年月日

年 月 日

2 広告掲載終了日時

年 月 日 時